慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 浅井清先生への追憶 |
| Sub Title | |
| Author | 田口, 精一(Taguchi, Seiichi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1979 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.11 (1979. 11) ,p.123- 125 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 浅井清先生追悼記事 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791115-0123 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 浅井清先生への追憶

田口精一

浅井先生が、おなくなりになつたのは、異常な暑さの折であつたと記憶している。その暑さが、ご高齢のお体には特にこたえたのではなかろうか。この春先には大変にお元気であるということをお聞きしていたから、近くお話をいただく機会もあるかと期待をしていた矢先、突然のご逝去で、まさかと信ずることもできなかつた。学生の頃より親しく教えを受けた先生方が、もうなん人も、おなくなりになつている。人の世の定めとは言いながら、これ程、淋しいことはない。先生には、もつと、もつと長生きをされて、私たちの支えとなつていただきたかつたのだが。

私たちが講義を拝聴したのは昭和二一年の四月からで、現在の日本国憲法に関する最初のものであつた。それこそ新聞に発表された政府の草案と、まだ僅かの解説や雑誌の論説しかなかつた頃であつたから、先生の読み上げられる原稿を筆記したノートが唯一の体系的な教材で、これが後に「日本憲法講話」(昭二二、改版昭二四)となり、それを詳細にされたものが「憲法精義」(昭二三)で、通信教育の教材のもとになつた。先生はその年に貴族院の勅選議員として、しかも憲法小委員会の委員として直接に日本国憲法案の審議に関与されていたから、講義のなかには、当時の帝国議会における憲法論議がとり上げられており、現行憲法成立の事情を、そのままに説明していただいた。絶対の権威によつて支えられていた旧憲法と異なり、内外の政治的干渉と対立のなかに作り出されたのが憲法の実態だということを、まざまざと見せつけられたが、こうした憲法で国民生活のまとまりを支えきれるものであるかどうか、先行きへの懸念をもつて聴講したことを記憶している。

先生は、翌昭和二二年から人事院の設立に尽力され、初代の総裁として激務につかれたので、私たちが直接にご指導をいただく機会は、ほとんど失われてしまつた。それでも時どきはお会いしていただき、最初の学会報告の時には、わざわざ出席されて演壇の前で聞いていて下さつた。塾からは誰も仲間のいないなかで、どれ程、心強かつたことか、こうした有難いご配慮を今も忘れることができない。憲法の実態を知るためには、ど

うしても、この運用の実情を知ることが必要である。その絶好の機会が憲法調査会であつたが、会議の傍聴を許していただいたのも、先生からのご指示と事務局へのご紹介によるものであつた。しかも、これを通して、かつて塾の講師をされたことのある会長の故高柳賢三先生をはじめ、多くの著明な先生方から貴重なご教示をいただくことができたが、これも浅井先生の有難いご配慮によるもので今でも心から感謝している。

先生が人事院の前身である人事委員会に転職され、さらに人事院の初代総裁となられたために、一橋大の田上穣治先生と当時衆議院法制局長の故入江俊郎先生（後に最高裁判所判事）が講師として来塾されることになつた。そのため私自身その後、助手として勤務することになつてからは、学問上、直接には講師の両先生からご指導をいただくことになつたのである。しかし浅井先生からは残された著書を通じて多くのものを学習しなければならなかつた。幼稚な素人考えで、日本国憲法制定の由来がアメリカの影響によるところから、アメリカ憲法を学習することになるのかと思つていたところが、むしろ学問的には、まずドイツ憲法から勉強すべきことを指示された。そのためドイツ語の学習から始めなければならないような状態で、すぐにドイツの憲法理論を理解できるものではない。そのときに先生の戦前の著書である「独逸憲法原論」（昭四）、「法学的国家論」（再版、昭五）の助けを受けなければならなかつた。G・イエリネック、ケルゼンと進むにつれ、ドイツ文では理解できないところは、どうしても先輩の解説を頼りとしなければならない。イエリネックの学説については美濃部博士の業績に依存して、これをたどることができたが、ケルゼンの難解な学説については、どうしても浅井先生の著書によつて教えを受けなければならなかつた。そのほかにドイツ憲法の歴史については、「近代独逸憲法史」（昭三）の恩恵をいただくことになる。現在の西ドイツ基本法の研究にとつて、ワイマール憲法時代までの歴史は、その基礎となるもので、現在はその復興といわれている。多くのドイツ文献の資料をたどり、ドイツ文の理解を誤まらないために、日本の文献による予備知識というものが必要となることはいうまでもない。先生の著書を手もとにおいて、どれだけの援助を受けたか、はかりしれないものがある。

先生のご研究は、決してドイツだけのものではない。わが国に対するドイツの影響の背後に、イギリスの影響のあることを、すでに「明治立憲思想史におけるイギリス国会制度の影響」（昭四四改版）が的確に示している。わが国では旧憲法時代に、こうした議会政治の実績を積み重ねてきたために、戦後の混乱を政治的な破滅におちいることなく、克服することができたのかもしれない。憲法に関する多くの基礎知識を、先生の著作か

ら、いわば直接の遺産として受け継ぐことになつたが、これを、さらにどのように発展させていくべきか、常々その重責を痛感しているような次第である。

日本国憲法のもとにおける先生のすぐれた業績は、さきに述べた憲法の初期の解説のほかに、公務員制度の分野にある。その「国家公務員法精義」（昭二六）は、先生ご自身が人事院総裁として実務を担当されながら、新憲法のもとにおける新たな民主的公務員制度に関する本質と法理をまとめられたものである。公務員法の研究は、これを原点としなければならない。先生は、いわば現行公務員制度の創設者であり、その創設の趣旨をご自身で述べられたものだからである。自分の学習もこれまでは抽象的、理論的な法理を追いかけてきたが、他面、憲法も、現実にこれが実現を担当する公務員に人材が得られず、また公務員制度が機構としても適切なものでなければ、憲法は空文の飾りものとなつてしまう。いくらか公務員制度を調べて、これからは直接に先生からも、ご経験に基づく貴重なご教示をいただけるかと思つているうちに、おなくなりになつてしまつた。本当に残念なことだと思つている。しかし先生の業績が不滅のものであることはもちろんであり、なお変らずに教えをいただかなければならない。どうか今後とも私どもの先行きをみまもり、教えをたまわることを、心からお祈り申し上げる。